

交際費の支出基準額

区 分		対 象 者 等	金 額	
儀 礼 的 経 費	慶 事	激励祝金	1 万円	
		会合等への出席祝金	1 万円以内 (会費制の時は会費の額)	
		その他	1 万円以内	
	見 舞	入院見舞 (議員が公務災害で7 日以上入院)	1 万円	
		入院見舞 (議員が一般傷病で1 0 日以上入院)	1 万円	
		入院見舞 (市長・副市長が公務災害で1 0 日以上入院)	1 万円	
		災害見舞	社会通念上妥当な額	
	弔 事	香典	現職議員	3 万円
			元市議会議員	1 万円
			名誉市民	1 万円
			市長・副市長	2 万円以内
			市幹部職員 (部長職)	5 千円
その他 (議長が必要と認めた者)			1 万円以内	
供花	香典対象者のうち、特に必要と認めた者	地域慣習による実勢額の範囲内		
その他	市政運営上必要な儀礼的経費	社会通念上妥当な額		
社 交 的 経 費	会 費	市政運営上有益な団体等との飲食を伴う会合	提示された額	
	懇談費	市政運営上有益な交際を目的とする懇談	社会通念上妥当な額	
	その他	市政運営上必要な社交的経費	同 上	
そ の 他 の 経 費		市政運営上必要な交際に要する経費として、 議長が特に認めたもの	同 上	